

Vol.6 静岡県弁護士会通信

裁判
弁護士をもっと
身近な存在に

静岡県弁護士会
〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/

発行 2011(平成23)年 秋号



被災地相談と原発被害相談

福島県弁護士会から派遣要請を受けて、私を含め静岡県弁護士会所属弁護士10名が、平成23年5月29日（日）に、福島県相馬市と南相馬市にて無料法律相談を行いました。訪問場所は相馬市役所、南相馬市役所の他、避難所となっている小中学校計6か所と広範囲に及ぶため、レンタカー2台に分乗し、自分たちで行程表を作り、相談担当者を振り分けて回りました。

普段の法律相談と違い、避難所という被災者の生活の場にお邪魔するため、他の人の迷惑にならぬように、またプライバシーにも配慮するように行う点や、告知が十分でなかったために避難所全体に我々が法律相談をしていることを告知して回る、相談希望者の受付も自ら行う等、異例づくめの形態でした。

被災者の法律相談内容は、二重ローンや支払い途中の住宅ローンの請求に対する対応の相談等がありました。それだけでなく福島第1原発事故場所からさほど遠くない地での相談だったので、後々のことを見て、相談希望がない人にも『被災者ノート』を配布してきました。



今日は大きく揺れたそうですが、5月にはいたって平穏で普段と変わらない賑わいでした。
他方、海に面した相馬市や南相馬市はまだ津波

今回は遠方
ということも
あって、福島
市に前泊した
のですが、内
陸にある福島
市は、震災当

静岡県弁護士会 会長 斎藤 安彦



で流され壊れた車が放置されている所もあり、
その落差にも衝撃を受けました。

派遣要請はその後も続き、今も次々と福島県内に当会会員が法律相談のため出動しています。

刻々と変わっていく情勢の中で、被災者の相談内容も政府対応も変わります。我々の助言内容も最新のものに対応していかなければなりません。また残念なことですがデマも流れます。それを打ち消すことも法律相談の重要な役割となっています。

さらに、現在は、原発被害の賠償が大きな問題となっており、当会は、福島の原子力発電事故による被害者の方々の相談に対応するために、「原発事故被害者サポートセンター」を設置しました。詳細は、当会のホームページをご覧ください。



雇用と暮らしに関する委員会からのご案内

セクハラ

派遣切り

生活保護関係
の申請・継続

賃金

多重債務による
生活苦

解雇

パワハラ

労働と生活に関する相談窓口

当委員会は、その名のとおり、雇用と暮らしに関する問題に取り組む委員会です。県内全域の弁護士によって構成されています。当委員会の活動分野は大まかに、①労働関係に関する問題と②暮らしに関する問題とに分けられます。

前者の労働関係に関する問題としては、解雇、賃金、派遣切り、セクハラ、パワハラなどが挙げられます。

後者の暮らしに関する問題としては、多重債務による生活苦、生活保護関係の申請・継続などが挙げられます。

これまで、静岡県弁護士会は当委員会を中心として、上述した雇用と暮らしに関する問題について電話によるホットラインを開催したり、当弁護士会として意見表明をしたりするなどの活動を行ってまいりました。

もっとも、雇用と暮らしに関する問題について、常時速やかに対応できる窓口というものがこれまでありませんでした。そこで、当委員会では、このたび、雇用と暮らしに関する問題について弁護士へのご相談を希望される方々に対し、こうした問題について意欲と関心のある弁護士が常時速やかにご相談に対応できるよう、新たに「労働と生活に関する

相談窓口」という相談体制を設けました。

雇用と暮らしに関するお悩みを抱えた一人でも多くの方々にこの新しい相談体制を知つていただきたい、その思いからここにご案内申し上げます。

「労働と生活に関する相談窓口」とは

弁護士会にご相談の申し込みをいただいた方々のうち、特に雇用の問題、生活保護の問題についてお悩みの方々を対象に、雇用と暮らしの問題に意欲と関心のある弁護士をご紹介する制度です。ご相談を申し込みいただいた方々は、弁護士会からの紹介を受け、それぞれの弁護士の事務所でご相談いただく運びとなります。



どのような相談ができるのでしょうか。



①労働問題（労働者の方からのご相談のみお受けしております。）

使用者、企業の方からのご相談には対応しておりません。）

②生活保護（及び、これに関連する生活問題についてもご相談いただけます。）

Q 相談したいのですが、どうしたらよいでしょう

A

お近くの弁護士会までお問い合わせください。弁護士会にお越しいただいても、お電話でも構いません。
そのうえで、対応可能な弁護士をご紹介し、各々の弁護士事務所でご相談を伺います。



Q 相談料はいくらぐらいかかるのでしょうか

A 初回の相談料は無料です。

なお、法律相談に引き続き、例えば労働関係の訴訟、生活保護の申請等を弁護士に依頼される場合には、協議して報酬等を取り決めた上で、弁護士と委任契約を結んでいただきます。その際も、収入が少なく資産がないなど一定の要件を充たす場合には、法テラスの法律援助制度を使って費用の心配なく依頼できる場合もあります。初回の無料相談の時に弁護士にお問い合わせください。

Q どのような弁護士が相談にあたるのでしょう

A 雇用と暮らしの問題に熱意や関心のある弁護士がご相談をお受けします。ご相談を担当する弁護士は雇用と暮らしの分野に関して研修を受けております。

さらに、担当弁護士は静岡、浜松、沼津の三支部にそれぞれありますので、最寄りの支部所属の弁護士事務所にてご相談いただけます。



■こんな相談ができます■

事例 1

突然、職場に明日から来ないでよい、退職金も支払わない、と言われました。



どうすればいいでしょう？

事例 2

上司から毎日「もう会社に来るな」「この給料泥棒」などと罵倒され、睡眠不足になり通院しています。
どうすればいいでしょう？

事例 3

毎日早朝から深夜まで働いているので残業代を請求したところ、上司は「サービス残業だ」と取り合ってくれません。
どうすればいいでしょう？

事例 4

会社が倒産して失業し、再就職をしようとこの不況で就職活動もなかなかうまく行かない状態です。毎日の食事にも困る状態になったので福祉事務所に相談に行きましたが、「あなたは働く能力があるので生活保護は受けられません」と言されました。本当でしょうか。

事例 5

現在生活保護を受けているのですが、福祉事務所の方に、「来月までに就職しないと生活保護を打ち切る」と言われて



しました。本当に打ち切られてしまうのでしょうか。

各種法律相談のご紹介

2011.10.22現在

静岡県弁護士会では、各種の法律相談を行なっております。いずれの相談も予約制となっております。弁護士会各支部にお電話でご予約の上、お越し下さい。

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付
毎週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部・沼津支部は一般法律相談と同一の時間
- 浜松支部 毎週火・木曜日のみ午後1時～5時

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

債務整理着手金1件2万円から。費用は、分割払いも含め個々の弁護士に相談してください。過払い請求で実質負担がない場合もあります。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848